



～6 町村合同かわら版～

こねっと!

平成 27 年 11 月号

発行 会津坂下町社会福祉協議会・西会津町社会福祉協議会・柳津町社会福祉協議会
三島町社会福祉協議会・金山町社会福祉協議会・昭和村社会福祉協議会

* 特設相談のお知らせ *

どの町村でも相談できます。相談をご希望のかたは、事前に電話等で予約をお願いします。
又、電話相談は月曜日～金曜日の午前 9 時～午後 5 時までです。

西会津町
社会福祉協議会
0241-45-4259



心配ごと相談

11月 6日(金)

27日(金)

午前 9 時 30 分
～正午

柳津町
社会福祉協議会
0241-42-3418

弁護士相談



11月 27日(金)

午前 9 時～午後 5 時



会津坂下町
社会福祉協議会
0242-83-1368

司法書士・土地家屋

11月 5日(木)

午前 9 時 30 分
～正午



金山町
社会福祉協議会
0241-55-3336

弁護士相談

11月 13日(金)

午前 10 時～午後 3 時



三島町
社会福祉協議会
0241-52-3344

心配ごと相談

11月 19日(木)

午前 9 時 30 分
～午前 11 時 30 分

昭和村
社会福祉協議会
0241-57-2655



暮らしの法律教室
& 法律相談会

11月 6日(金)

午後 1 時 30 分
～午後 4 時 30 分

利用料はどの町村も無料です。あなたの秘密は厳守します。

マイナンバー詐欺にご用心

「マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報調査中です。」と言って女性が訪問し、資産や保険の契約状況などを聞かれたという事例がありました。マイナンバーの通知や手続き等で、国や自治体の職員が家族構成、資産や年金・保険の状況等を聞く事はありません。万が一、金銭を要求されても決して支払わないようにしましょう。

少しでも不安を感じたら、

消費者ホットライン ☎ 188 へご相談ください。



<平成27年度除雪支援事業>

昭和村社会福祉協議会（以下「社協」という。）では、村内で自宅等周辺（※1）の除排雪に困っている方々を支援しています。支援を希望される方は、事前に社協と「利用契約（主に口座振替の手続き）」を結ぶ必要があります。

詳しくは、社協（電話 0241-57-2655）へお問い合わせください。

《除雪支援事業のポイント》

①村内にある私有の建物すべてが対象

官公庁や法人、事業所所有の建物以外であれば、支援の対象となります。ただし、立地条件や構造等により作業できない場合も想定されますので、ご了承ください。



②高齢者世帯等への除雪作業経費の一部助成

村内在住（※2）の65歳以上の高齢者世帯、または障害者世帯など、除雪作業に困難をきたしている世帯に対しては、本会で支援した除雪作業にかかった経費（物件費）の一部を助成します。ただし、人件費に係る部分には、助成されません。

③住民同士の支え合いを補う仕組み

地域生活は、住民同士の見守りや助け合いによって行われています。ご近所やご親戚等の支え合いの範囲で対応できる部分まで、行政等に応援を求めることはあまり好ましくありません。住みよい地域づくりを推進するためには、ご近所等を中心とした良好な近隣との関係づくりが重要です。そのことをご理解の上、本事業をご活用ください。

除雪支援事業 標準作業単価

除雪場所	自宅等周辺				屋根の雪下ろし			
	村内在住高齢者世帯、障害者世帯等		左記世帯以外		村内全世帯			
対象者	大規模対応		日常対応		手作業（原則2人作業）			
実施形態	業者提示額		業者提示額		作業費用（1人分）＝単価（2,500円／時間）×時間（30分単位）×危険度係数（1～3）			
<標準作業単価>	5,400円～8,000円		5,400円～8,000円		ただし、作業費用の上限は、1人15,000円までとします。			
機械使用（オペレーターつき）	業者提示額		業者提示額		危険度係数（※1）			
補助作業員（1人につき）	2,000円／時間	1,500円／時間	2,000円／時間	1,500円／時間	1人分	1	2	3
機械を使用しない手握りのみの場合	2,000円／時間		2,000円／時間		1時間	2,500円	5,000円	7,500円
2時間					5,000円	10,000円	15,000円	
3時間					7,500円	15,000円		
社協助成の有無	有		無		無			
助成額	かかった経費の1/2		機械使用分として		（※1）危険度係数			
	上限12,000円まで／期間				1階建て	1	2	3
					屋根勾配	ゆるい	きつい	
							1	2
							2	3

（※1）「自宅等周辺」：生活家屋や車庫、作業小屋等の周辺を含みます。

（※2）「村内在住」：昭和村に住民票があることを指します。

（※3）借上げ機械の作業単価については、機械の作業率によって設定しています。作業効率の高い機械は、作業時間が短く、作業効率の低い機械は、作業時間が長くなります。したがって、費用額を比較するとそれほど差はないと思われます。

（お願い）建物のまわりや屋根の下には、除雪作業のさまたげになるものは置かないようにしましょう！やむを得ず撤去できない場合は、目印を立てるなどご配慮ください。